



2025 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ぐ る な び
代 表 者 名 代表取締役社長 杉 原 章 郎
(コード番号：2440 東証プライム)
問 合 せ 先 専務執行役員 山 田 晃 久
(TEL：03-6744-6463)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を 2025 年 6 月 25 日開催予定の第 36 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

当社は、2025 年 2 月 7 日開催の取締役会において A 種優先株式の全部取得が承認可決されたことにより、2025 年 2 月 25 日付で A 種優先株式の全部を取得及び消却しております。これに伴い、A 種優先株式及び種類株主総会に関する規定を削除するものであります。また、当該規程の削除に伴い、条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。(変更箇所は下線で示しております。)

現行定款	変更案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条（発行可能株式総数 <u>および発行可能種類株式総数</u> ） 当社の発行可能株式総数は、 <u>187,400,000 株とし、普通株式の発行可能株式総数は 184,000,000 株、A 種優先株式の発行可能種類株式総数は 3,400,000 株とする。</u>	第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、184,000,000 株とする。
第 7 条（単元株式数） 当社の <u>普通株式の単元株式数は 100 株とし、A 種優先株式の単元株式数は 1 株とする。</u>	第 7 条（単元株式数） 当社の単元株式数は 100 株とする。
<u>第 2 章の 2 A 種優先株式</u>	(削除)
<u>第 10 条の 2（A 種優先配当金）</u>	(削除)

当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき第2項に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該剰余金の配当に係る基準日が属する事業年度と同一の事業年度に属する日を基準日として、当会社が当該剰余金の配当に先立ちA種優先株主等に対して剰余金の配当（第3項に定める累積未払優先配当金に係る剰余金の配当を除く。）を行ったときは、かかる剰余金の配当の合計額を控除した額の剰余金の配当を行う。 2. ある事業年度におけるA種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、払込金額相当額に9.00%を乗じて算出される額とする。ただし、2022年3月末日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含む。）から2022年3月末日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。 3. ある事業年度（払込期日が属する事業年度においては、払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの期間とする。以下本項において同じ。）に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率	
--	--

9.00%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、優先配当金および普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係る累積未払優先配当金がある場合は、古い事業年度に係る当該累積未払優先配当金から先に配当される。また、かかる配当を行う累積未払優先配当金相当額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

4. 当社は、A種優先株主等に対して優先配当金および累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当については、この限りではない。

第10条の3（残余財産の分配）

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、第2項に定める金額を支払う。

2. A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、残余財産の分配が行われる日（以下「残余財産分配日」という。）における償還価額（第10条の5第2項に定義する。ただし、第10条の5第2項に定める償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「残余財産分配日」と読み替えて計算する。）に相当する金額とする。

（削除）

3. <u>A 種優先株主等に対しては、前 2 項の定めによるもののほか残余財産の分配を行わない。</u> 第 10 条の 4（議決権） <u>A 種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。</u> 2. <u>当会社が、会社法第 322 条第 1 項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u> 第 10 条の 5（金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）） <u>A 種優先株主等は、払込期日以降いつでも、当会社に対して金銭を対価として A 種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当会社は、A 種優先株式 1 株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第 461 条第 2 項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該 A 種優先株主等に対して、第 2 項に定める金額（以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき A 種優先株式は、抽選または償還請求が行われた A 種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。</u> 2. <u>A 種優先株式 1 株当たりの償還価額は、500 円に、累積未払優先配当金および償還請求の効力が生じる日を日割計算基準日（第 1 号に定める。）とする優先配当金日割計算額（第 2 号に定める。）を加えた金額とする。なお、A 種優先株式 1 株当たりの償還価額に、A 種優先株主等が権利を有する</u>	(削除) (削除)
---	-------------------------

2. <u>当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u> 3. <u>当会社は、A種優先株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u> <u>第10条の8（譲渡制限）</u> <u>譲渡によるA種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。</u> 第3章 株主総会 第11条（招集） ～ （条文省略） 第16条（議決権の代理行使） <u>第17条（種類株主総会）</u> <u>第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u> 2. <u>第13条、第14条、第15条第1項および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> 3. <u>第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> 第4章 取締役および取締役会 第<u>18</u>条 ～ （条文省略） 第<u>35</u>条	（削除） 第3章 株主総会 第11条（招集） ～ （現行どおり） 第16条（議決権の代理行使） （削除） 第4章 取締役および取締役会 第<u>17</u>条 ～ （現行どおり） 第<u>34</u>条
---	---

3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催予定日 2025年6月25日
定款一部変更の効力発生日 2025年6月25日

以上